

住宅用火災警報器の設置推進のため

消防職員が、みなさまのご家庭を訪問いたします

筑紫野・太宰府消防署では、住宅火災による死者を無くすため、管内全域（筑紫野市・太宰府市）の戸建住宅を消防職員が訪問し、住宅用火災警報器の設置を促進するための説明を行います。

住宅用火災警報器の設置義務化

毎年、全国で千人以上の命を奪っている住宅火災から皆様の大切な命を守るために、福岡県では平成21年5月31日までに**すべての住宅に住宅用**

火災警報器の設置を義務づけられました。

※アパートやマンションなどで、自動火災報知設備が設置されている場合は、住宅用火災警報器の設置は不要です。

※訪問時の服装・・・制服、制帽を着用し、消防手帳により身分の提示をします。



【問い合わせ先】

筑紫野消防署 警備第1係	筑紫野市針摺西一丁目1番1号 TEL 924-5035 FAX 924-3397
太宰府消防署 警備第1係	太宰府市観世音寺二丁目19番19号 TEL 924-4119 FAX 924-8086